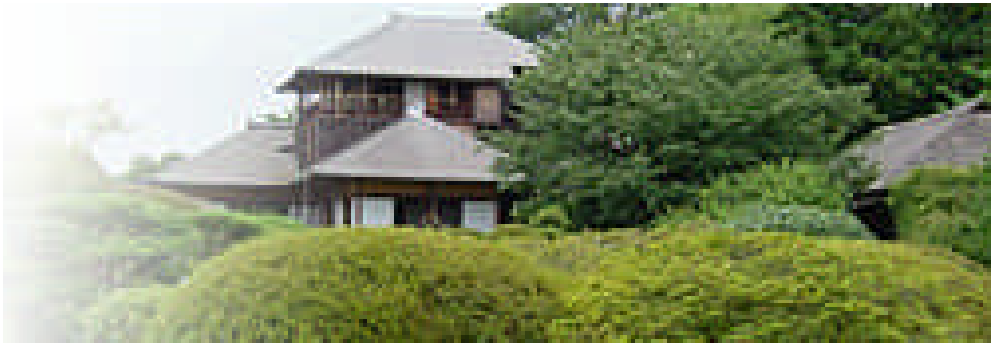


第 4 班 条例案

偕楽市高齢者，障害者等の 安心な生活の確保に関する条例



下妻市	國府田	聡
水戸市	田山	宏
常総市	濱野	真
潮来市	藤岡	央樹
城里町	谷津	輝満

目 次

資料 1	偕楽市の概要
資料 2	立法事実
資料 3	偕楽市高齢者，障害者等の安心な生活の確保に関する条例
資料 4	偕楽市高齢者，障害者等の安心な生活の確保に関する条例施行規則
資料 5	偕楽市高齢者，障害者等の安心な生活の確保に関する条例逐条解説
資料 6	高齢者，障害者等の安心な生活を確保する支援体制
資料 7	支援事業
資料 8	支援ボランティア
資料 9	既存の支援制度
資料 1 0	他の法令等との関係
資料 1 1	その他の検討事項
資料 1 2	参考文献
資料 1 3	プレゼンテーション資料

資料 1 偕楽市の概要

1 市名の由来

偕楽市の名前は、中国の古典である「孟子」の「古（いにしえ）の人は民と偕（とも）に楽しむ、故に能く楽しむなり」という一節に由来しており、全ての市民が楽しく暮らせるまちにしたいとの願いが込められている。

2 人口と世帯数

平成 24 年 10 月 1 日現在で、人口は 269,681 人（男：131,533 人、女：138,148 人）、世帯数は 114,509 世帯となっている。

3 位置と地勢

本市は、首都東京から北東へ約 100 km、茨城県庁の所在地であり、県の中心よりやや東部に位置し、東経 140 度 28 分、北緯 36 度 22 分の地点を中心に市街地が形成され、地質は低地が沖積層、台地が洪積層よりなっている。

東には大洗海岸、西には筑波や日光の山々、北には八溝や阿武隈の山々、そして南には関東平野の一部を成す広々とした常陸台地が望める。

地形は、低地地区の南東部、台地地区の中央部、丘陵地区の北西部に分けられる。

総面積(K m ²)	東西(Km)	南北(Km)
217.43	23.7	18.2

4 気候

寒さのやや厳しい冬期を除いては、比較的温和で、気象災害も降雨による災害を除き比較的少ないものとなっている。

5 産業

本市の産業は、第 3 次産業がその大半を占めている。平成 12 年国勢調査の本市で就業する人の数で見ると、第 3 次産業が 79.1%と全体の約 8 割を占め、農林漁業の第 1 次産業が 2.8%、鉱業、建設業、製造業の第 2 次産業が 18.1%となっている。

第 3 次産業の中身を見ると、医療、洗濯・理容、教育、娯楽等のサービス業が 30.4%、卸・小売業、飲食店が 28.9%と、この 2 つで市の就業者全体の約 6 割を占めている。

また、同調査の 5 年前（H7 年）との比較では、農業、製造業、卸・小売業、飲食店が大きく減少し、サービス業が大きく増加している。

資料 2 立法事実

1 高齢者の状況

(1) 年齢別人口及びその割合の推移

アの表のとおり、14歳以下の人口及び15歳から64歳までの人口は、横ばいである。65歳以上の人口は1万7千人以上増加しており、その増加率は143%である。

イの表のとおり、14歳以下の人口割合及び15歳から64歳までの人口割合は、減少している。65歳以上の人口割合は、5.2%増加して、全人口割合の21.7%を占めるまでになっている。

ウの表のとおり、60歳から64歳までの人口及び65歳から74歳までの人口は双方とも6千人弱増加しており、その増加率はそれぞれ141%と122.9%である。75歳以上の人口は1万2千人以上増加しており、その増加率は171.6%である。

以上のとおり、本市は既に高齢化が進んでいるが、今後は団塊の世代である60歳から64歳までが高齢者の中心となることから、さらに高齢化が加速すると予想される。

ア 年齢別人口の推移

単位：百人

年 \ 区分	0～14歳	15～64歳	65歳～	年齢不詳	総数
H13	378	1,680	409	5	2,472
H23	370	1,698	585	37	2,690
増減	-8	18	175	33	219
増加率(%)	97.9	101.1	143.0	740.0	108.8

(注) 各年10月1日現在

イ 年齢別人口割合の推移

単位：%

年 \ 区分	0～14歳	15～64歳	65歳～	年齢不詳
H13	15.3	68.0	16.5	0.2
H23	13.8	63.1	21.7	1.4
増減	-1.5	-4.9	5.2	1.2

(注) 各年10月1日現在

ウ 60 歳以上の年齢別人口の推移

単位：百人

年	区分	60～64 歳	65～74 歳	75 歳～	合 計
	H13		144	240	169
H23		203	295	290	788
増減		59	55	121	235
増加率(%)		141.0	122.9	171.6	142.5

(注) 各年 10 月 1 日現在

(2) 65 歳以上の親族のいる世帯の構成及びその割合の推移

アの表のとおり、65 歳以上の親族のいる世帯において、高齢者単身世帯（65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯）の増加率は 167.3%，高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦のみで構成される世帯）の増加率は 147.9%である。

イの表のとおり、65 歳以上の親族のいる世帯において、その他の割合は 5.6%減少したのに対し、高齢者夫婦世帯の割合は 1.5%，高齢者単身世帯の割合は 3.9%増加している。

今後も、高齢化、核家族化等の進行等により、高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯の増加傾向は、続くと予想される。

ア 65 歳以上の親族のいる世帯の構成の推移

単位：百世帯

年	区分	65 歳以上の親族のいる世帯			合 計
		高齢者 単身世帯	高齢 夫婦世帯	その他	
H12		55	73	142	270
H22		92	108	178	379
増減		37	35	36	109
増加率(%)		167.3	147.9	125.4	140.4

(注) 各年 10 月 1 日現在

イ 65 歳以上の親族のいる世帯の構成割合の推移

単位：%

年	区分	65 歳以上の親族のいる世帯		
		高齢者 単身世帯	高齢者 夫婦世帯	その他
H12		20.4	27.0	52.6
H22		24.3	28.5	47.0
増減		3.9	1.5	-5.6

(注) 各年 10 月 1 日現在

(3) ひとり暮らし高齢者実態把握調査

平成 22 年 7 月 1 日現在により、市内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者 6,669 人を対象に実態把握調査を実施したところ、6,212 人から回答があった。

はじめに、アの表によると、日常生活において、高齢者のうち 29.1%は不便を感じることがなく、12.3%は無回答であるが、残りの 58.6%は何らかの不便を感じている。不便と感じることの上位は、「買物」、「市役所での各種手続」、「掃除、洗濯」である。

次に、イの表によると、生活の中での孤立感について、「かなり感じる」と「少し感じる」は合わせて 22.8%であり、「あまり感じない」と「ほとんど感じない」は合わせて 65.7%であった。

次に、ウの表によると、ひとり暮らしであることでの不安について、その上位は、「病気や健康のこと」、「緊急時の対応のこと」、「外出時の転倒や事故」であった。

次に、エの表によると、地域で支援してもらいたいことについて、その上位は、「急病時などの対応」、「災害時の対応」、「声かけ、話し相手」であった。また、「特になし」との回答も、31.8%あった。

最後に、オの表によると、見守り支援事業について、「とても良い」と「良い」は合わせて 75.4%で、「あまり良くない」と「良くない」は合わせて 8.4%であった。

ア 日常生活で不便と感じること

単位：%

項目	割合
買物	29.3
通院	18.2
預貯金の出し入れ	12.3
調理	17.3
入浴	8.6
掃除、洗濯	19.2
散髪、美容	9.2

項目	割合
動物の世話	2.2
話し相手がいない	14.5
市役所での各種手続	25.5
その他	4.1
不便と感じたことがない	29.1
無回答	12.3

イ 生活の中での孤立感

単位：%

項目	割合
かなり感じる	5.0
少し感じる	17.8
あまり感じない	33.4
ほとんど感じない	32.3
わからない	5.0
無回答	6.5

ウ ひとり暮らしであることでの不安

単位：％

項目	割合
健康や病気のこと	64.9
家事が負担であること	12.9
生活のための収入のこと	16.7
外出時の転倒や事故	21.9
頼れる親族がないこと	5.5
財政管理や相続のこと	3.5

項目	割合
相談相手がないこと	4.4
緊急時の対応のこと	28.2
不安はない	12.5
その他	3.2
無回答	9.0

エ 地域で支援してもらいたいこと

単位：％

項目	割合
声かけ、話し相手	16.2
安否の確認	12.8
急病時などの対応	34.7
災害時の対応	27.4

項目	割合
定期的な訪問	7.2
特になし	31.8
その他	1.9
無回答	12.8

オ 見守り支援事業について

単位：％

項目	割合
とても良い	26.5
良い	48.9
あまり良くない	6.4
良くない	2.0
無回答	16.2

2 障害者の状況

表によると、障害者の増加率について、身体障害者手帳所持者（身体障害者）は、95.2%とわずかに減少している。療育手帳所持者（知的障害者）は、113.3%とやや増加している。精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者）は、157.1%と大幅に増加している。

障害者数の推移

単位：百人

年度	区分	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	合計
H18		84	15	7	106
H22		80	17	11	108
	増減	-4	2	4	2
	増加率(%)	95.2	113.3	157.1	101.9

(注) 各年度 3 月 31 日現在

資料 3 偕楽市高齢者、障害者等の安心な生活の確保に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 支援事業（第 7 条－第 11 条）
- 第 3 章 支援ボランティア（第 12 条－第 20 条）
- 第 4 章 個人情報の取扱い（第 21 条－第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条－第 30 条）
- 第 6 章 罰則（第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等が安心して暮らせる社会を構築することの重要性に鑑み、日常生活において支援を必要とする高齢者、障害者等に対して行う支援事業に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援事業、支援ボランティア、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制の確立を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「支援対象者」とは、市内に住所を有する在宅の者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 65 歳以上の単身の世帯に属する者
- (2) 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 この条例において「見守り」とは、郵便物及び新聞並びに洗濯物の取入れ状況、雨戸等の開閉状況等について確認を行うことをいう。

3 この条例において「声かけ」とは、おおむね 10 分以内の定期的な声かけを行うことをいう。

4 この条例において「案内」とは、市が提供する役務を適切に利用するための案内を行うことをいう。

5 この条例において「支援事業」とは、見守り、声かけ、案内（以下「見守り等」という。）その他の支援等を行う事業をいう。

6 この条例において支援ボランティアとは、第 15 条第 2 項の規定により支援ボランティアとして登録された者をいう。

7 この条例において「見守り等実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 民生委員
- (2) 支援ボランティア

8 この条例において「支援事業協力機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 警察署
- (3) 消防署

9 この条例において「支援事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 見守り等実施者
- (2) 支援事業協力機関
(基本理念)

第3条 支援事業は、高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制の確立を図ることを基本とし、市が主体的にその体制の整備を図るとともに、市、支援事業者、市民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して行うものとする。

2 支援事業は、支援を必要とする者の意思を尊重し、その尊厳に配慮するとともに、プライバシーその他の権利が侵害されることのないよう十分配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、支援事業の実施に必要な施策の策定及び実施並びに支援を必要とする者に関する情報の収集及び状況の調査を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。）は、その日常生活において支援事業に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者（市内において、事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。）は、その業務を通じて支援事業に協力するものとする。

第2章 支援事業

(支援事業の申出)

第7条 支援事業を受けようとする支援対象者は、市長に支援事業を受けたい旨を書面で申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を行う者（以下「支援事業申出者」という。）は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 支援事業の実施に必要な範囲内で、支援事業申出者に係る個人情報を利用し、又は支援事業者に提供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援事業の実施に必要なこと。

3 支援対象者が未成年者、成年被後見人等である場合は、その法定代理人が支援事業を受けようとする支援対象者に代わって第1項に規定する申出をすることができる。

(支援事業の実施の可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申出があったときは、支援事業を行うことの可否を決定し、当該支援事業申出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援事業を行うことを決定したときは、その者を要支援者として登録するものとする。

(見守り等の実施)

第9条 見守り等実施者は、見守り等を行う。

2 見守り等実施者は、要支援者に異変を感じたときは、直ちに市に異変の状況及び支援事業により把握した情報を通報しなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、事前に要支援者から立入調査に関する同意を得ている場合に限り、特に必要があると認めるときは、当該職員を要支援者の住居等に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができる。

(支援事業の委託)

第11条 市長は、支援事業の一部を社会福祉協議会に委託することができる。

第3章 支援ボランティア

(支援ボランティアの資格)

第12条 支援ボランティアとして登録できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 福祉に理解と情熱を有する者であること。
- (2) 18歳に達した日の属する年度の末日を経過した者であること。
- (3) 市が実施する支援ボランティアに必要な研修を修了した者であること。

(支援ボランティアの遵守事項)

第13条 支援ボランティアは、支援事業を行うに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする行為
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする行為
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする行為

(支援ボランティアの登録の申出)

第14条 支援ボランティアとして登録することを希望する者(以下「支援ボランティア登録申出者」という。)は、個人情報の利用に関する誓約書を添えて、市長にその旨を書面で申し出るものとする。

(支援ボランティアの登録の決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申出があったときは、支援ボランティアとして登録することの可否を決定し、支援ボランティア登録申出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援ボランティアとして登録することを決定したときは、支援ボランティア登録申出者を支援ボランティアとして登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、支援ボランティア登録申出者に高齢者、障害者等安心生活支援ボランティア従事者証(以下「従事者証」という。)を交付するものとする。

(従事者証の携帯)

第 16 条 支援ボランティアは、支援事業を行うときは、従事者証を常に携帯し、関係者からの請求があったとき、これを提示しなければならない。

(支援ボランティアの登録内容の変更)

第 17 条 支援ボランティアは、登録内容に変更があったときは、市長にその旨を書面で届け出なければならない。

(支援ボランティアの登録の辞退)

第 18 条 支援ボランティアは、登録を辞退するときは、市長にその旨を書面で届け出なければならない。

(支援ボランティアの登録の抹消)

第 19 条 市長は、支援ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、第 15 条第 2 項の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、登録の辞退の届出があったとき。
- (2) 第 13 条に規定する支援ボランティアの遵守事項に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(支援ボランティアへの謝礼等の不支給)

第 20 条 市長は、支援ボランティアに対し謝礼等を支給しないものとする。

第 4 章 個人情報の取扱い

(個人情報の提供)

第 21 条 市長は、支援事業者に対し、要支援者に係る個人情報を提供することができる。

2 前項に規定する個人情報の提供は、市長が別に定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、名簿の提供（支援事業協力機関に対する名簿の提供に限る。）は、市長が支援事業を実施するために特に必要があると認めるときは、名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）で提供することにより行うことができる。

(提供する個人情報の範囲)

第 22 条 前条の規定により提供することができる個人情報は、要支援者の氏名、住所、性別、生年月日、障害の種別及び程度、家族構成（以下これらを「基本情報」という。）、電話番号、緊急連絡先並びに本人又は法定代理人が市及び支援事業者に提供することを希望する事項とする。

(個人情報の登録内容の変更)

第 23 条 市長は、要支援者に係る個人情報の登録内容を変更したときは、必要に応じて支援事業者にその内容を通知することができる。

(個人情報の提供の特例)

第 24 条 市長は、災害等発生時、緊急時その他の場合であつて、要支援者及び支援を受けることを申し出なかった支援対象者（以下「支援拒否者」という。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認めるときは、当該要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を支援事業者に提供するとともに、必要に応じて安否確認、救護等を依頼しなければならない。

2 前項の規定により支援事業者に提供することができる個人情報は、要支援者にあつては第 22 条の規定により提供することができる個人情報、支援拒否者にあつては支援拒否者の基本情報とする。

3 市長は、前 2 項の規定により提供した個人情報に変更があつたときは、必要に応じて支援事業者にその内容を通知しなければならない。

(個人情報の管理)

第 25 条 支援事業者は、要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を適切に管理しなければならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第 26 条 支援事業者は、要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を目的外の理由により利用してはならない。

(守秘義務)

第 27 条 支援事業者は、この条例(条例に関する規則その他を含む。)の規定に基づく支援事業を行うことにより知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援活動を行わなくなった後も、同様とする。

第 5 章 雑則

(連絡会の開催)

第 28 条 市長は、支援事業を適切に推進するため、高齢者、障害者等安心生活支援事業連絡会(以下「連絡会」という。)を開催し、情報交換、課題検討等を行う。

2 連絡会の構成員は、規則で定める。

(連絡会の招集)

第 29 条 連絡会は、市長が招集するものとする。

2 連絡会の招集の範囲は、交換する情報の地域性、検討する課題の内容等を考慮して、連絡会の開催の都度、市長が定める。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 31 条 支援ボランティア及び社会福祉協議会の職員(以下「特定個人情報取扱者」という。)又は特定個人情報取扱者であつた者が正当な理由がないのに、第 21 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 24 条第 1 項の規定により提供を受けた名簿(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、100 万円以下の罰金に処することができる。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 10 条まで及び第 31 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料 4 偕楽市高齢者、障害者等の安心な生活の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、偕楽市高齢者、障害者等の安心な生活の確保に関する条例（平成 24 年偕楽市条例第 号。以下「条例」という。）第 30 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報の収集及び状況の調査の方法)

第 3 条 条例第 4 条の規定による支援を必要とする者に関する情報の収集は、市が保有する情報を収集する方法により行うものとする。

2 条例第 4 条の規定による支援を必要とする者に関する状況の調査は、民生委員から資料の提供を受ける等の方法により行うものとする。

(支援事業の申出)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による支援事業の申出は、支援事業申出書（様式第 1 号）により行わなければならない。

(支援事業の実施の可否の決定の通知)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による支援事業を行うことの可否の決定の通知は、支援事業可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(要支援者の登録)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項の規定による要支援者の登録は、支援事業要支援者登録簿（様式第 3 号）に登載することにより行うものとする。

(立入調査の同意)

第 7 条 条例第 10 条の規定による立入調査の同意は、支援事業申出書により得なければならない。

(研修の受講資格)

第 8 条 条例第 12 条第 3 号の規定による支援ボランティアに必要な研修を受けることができる者は、おおむね 18 歳以上の者とする。

(支援ボランティアの登録の申出)

第 9 条 条例第 14 条の規定による登録の申出は、支援ボランティア登録申出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(誓約書の様式)

第 10 条 条例第 14 条の規定による個人情報の利用に関する誓約書の様式は、個人情報の利用に関する誓約書（様式第 5 号）によるものとする。

(支援ボランティアの登録の可否の決定の通知)

第 11 条 条例第 15 条第 1 項の規定による登録の可否の決定の通知は、支援ボランティア登録可否決定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(支援ボランティアの登録)

第 12 条 条例第 15 条第 2 項の規定による登録は、支援ボランティア登録簿（様式第 7 号）に登載することにより行うものとする。

(支援ボランティアの従事者証)

第 13 条 条例第 15 条第 3 項の規定による従事者証の様式は、支援ボランティア従事者証(様式第 8 号)によるものとする。

(支援ボランティアの登録内容の変更)

第 14 条 条例第 17 条の規定による登録内容の変更の届出は、支援ボランティア登録内容変更届(様式第 9 号)により行うものとする。

(支援ボランティアの登録の辞退)

第 15 条 条例第 18 条の規定による登録の辞退の届出は、支援ボランティア登録辞退届(様式第 10 号)により行うものとする。

(提供する個人情報)

第 16 条 条例第 21 条第 1 項の規定により支援事業者に対して提供する個人情報は、次に掲げる各号の区分により、当該各号に定める者に係る情報に限るものとする。

- (1) 民生委員 その担当する区域に住所を有する要支援者
- (2) 支援ボランティア 市長が担当することとして定める要支援者
- (3) 社会福祉協議会 その事業を行う区域に住所を有する要支援者
- (4) 警察署 その管轄する区域に住所を有する要支援者
- (5) 消防署 その管轄する区域に住所を有する要支援者

(名簿の様式)

第 17 条 条例第 21 条第 2 項の規定による名簿の様式は、支援事業要支援者名簿(様式第 11 号)によるものとする。

(個人情報の登録内容の変更の通知)

第 18 条 条例第 23 条の規定による個人情報の登録内容の変更の通知は、支援事業要支援者名簿変更通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(連絡会の構成員)

第 19 条 条例第 28 条第 2 項の規定により連絡会の構成員とする者は、次に掲げるもの(法人その他の団体にあつては、法人その他の団体を代表する者)とする。

- (1) 支援事業者
- (2) 市福祉総務担当
- (3) 市高齢者福祉担当
- (4) 市障害者福祉担当

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

支援事業申出書

支援対象者が支援事業を受けたいときに、市長に対して支援事業を受けたい旨、個人情報目的外利用に関して同意をする旨、支援事業者が見守り等を実施するために住宅の敷地内に立ち入ることに関して同意をする旨、市職員が立入調査をすることに関して同意又は不同意をする旨等を申し出る書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

支援事業可否決定通知書

支援事業を行うことの可否を決定したときに、申出者に対してその結果を通知する書類

様式第 3 号（第 6 条関係）

支援事業要支援者登録簿

支援事業を行うことを決定したときに、要支援者を登録する台帳

様式第 4 号（第 9 条関係）

支援ボランティア登録申出書

支援ボランティアとして登録することを希望するときに、市長に対してその旨を申し出る書類

様式第 5 号（第 10 条関係）

個人情報の利用に関する誓約書

支援ボランティアとして登録することを希望するときに、市長に対して個人情報の適正な利用及び条例第 13 条に規定する事項の遵守を誓約する書類

様式第 6 号（第 11 条関係）

支援ボランティア登録可否決定通知書

支援ボランティアとして登録することの可否を決定したときに、申出者に対してその結果を通知する書類

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

支援ボランティア登録簿

支援ボランティアとして登録することを決定したときに、支援ボランティアを登録する台帳

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

支援ボランティア従事者証

支援ボランティアの従事者であることを証する書類

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

支援ボランティア登録内容変更届

支援ボランティアに係る登録内容に変更があったときに、市長に対してその内容を届け出る書類

様式第 1 0 号（第 1 5 条関係）

支援ボランティア登録辞退届

支援ボランティアの登録を辞退するときに、市長に対してその旨を届け出る書類

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

支援事業要支援者名簿

支援事業者に対して要支援者に係る個人情報を提供するための名簿

様式第 1 2 号（第 1 8 条関係）

支援事業要支援者名簿変更通知書

要支援者に係る個人情報の登録内容を変更したときに、支援事業者に対してその内容を通知する書類

資料 5 偕楽市高齢者、障害者等の安心な生活の確保に関する条例逐条解説

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等が安心して暮らせる社会を構築することの重要性に鑑み、日常生活において支援を必要とする高齢者、障害者等に対して行う支援事業に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援事業、支援ボランティア、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制の確立を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 日常生活において支援を必要とする高齢者、障害者等とは、次条第 1 項に規定する支援対象者をいう。
- 2 支援事業は次条第 5 項、基本理念は第 3 条、市、市民及び事業者の役割は第 4 条から第 6 条まで、支援事業は第 7 条から第 11 条まで、支援ボランティアは第 12 条から第 20 条まで、個人情報の取扱いは第 21 条から第 27 条までに規定するとおりである。
- 3 高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制の確立とは、孤立や不安を感じている全ての高齢者に対して見守り等の支援を行い、併せて、日常生活に相当な制限を受ける障害者に対しても同様の支援を行うことで、高齢者、障害者等が暮らしやすい社会を構築することをいう。

(定義)

第 2 条 この条例において「支援対象者」とは、市内に住所を有する在宅の者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 65 歳以上の単身の世帯に属する者
 - (2) 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 この条例において「見守り」とは、郵便物及び新聞並びに洗濯物の取入れ状況、雨戸等の開閉状況等について確認を行うことをいう。
 - 3 この条例において「声かけ」とは、おおむね 10 分以内の定期的な声かけを行うことをいう。
 - 4 この条例において「案内」とは、市が提供する役務を適切に利用するための案内を行

うことをいう。

- 5 この条例において「支援事業」とは、見守り、声かけ、案内（以下「見守り等」という。）その他の支援等を行う事業をいう。
- 6 この条例において支援ボランティアとは、第 15 条第 2 項の規定により支援ボランティアとして登録された者をいう。
- 7 この条例において「見守り等実施者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 民生委員
 - (2) 支援ボランティア
- 8 この条例において「支援事業協力機関」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 社会福祉協議会
 - (2) 警察署
 - (3) 消防署
- 9 この条例において「支援事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 見守り等実施者
 - (2) 支援事業協力機関

【趣旨】

本条は、この条例で用いる用語の意義を規定したものである。

【解説】

- 1 第 1 項の規定により、支援事業の対象は在宅の者に限るものとし、施設等に入所している者は支援事業の対象としない。
- 2 第 1 項第 6 号に規定する市長が必要と認める者は、おおむね 65 歳以上の病弱者、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる者と同等の障害を有すると市長が認める者等である。
- 3 第 2 項に規定する見守りは、原則として週に 1 回以上、住宅の敷地外（敷地外からの確認ができないときは、住宅の敷地内）から行う。
- 4 第 3 項に規定する声かけは、原則として月に 1 回程度、住宅の敷地内に入り、挨拶等の声かけを行いながら、近況の聞き取り等を行う。
- 5 第 4 項に規定する案内は、原則として市が行う役務に関してのみ行うものとし、見守り等実施者が案内できなかったときは、後日、市の担当者から案内させることを伝えるとともに、市の担当者にその旨を伝えることをいう。
- 6 第 5 項に規定するその他の支援等とは、市民、事業者等が支援対象者の異変を市に通報すること、第 10 条の規定により職員が立入調査を行うこと、第 24 条第 1 項の規定により災害時等に要支援者及び支援拒否者の安否確認、救護等を依頼すること等をいう。
- 7 社会福祉協議会とは市内全域を事業活動の場とする偕楽市社会福祉協議会、警察署とは市内全域を管轄する偕楽警察署、消防署とは市内全域を管轄する偕楽消防署をいう。

（基本理念）

第 3 条 支援事業は、高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制の確立を図ることを基本とし、市が主体的にその体制の整備を図るとともに、市、支援事業者、市民、事業者等が相互に連携を図りながら協力して行うものとする。

2 支援事業は、支援を必要とする者の意思を尊重し、その尊厳に配慮するとともに、プライバシーその他の権利が侵害されることのないよう十分配慮して行われなければならない。

【趣旨】

本条は、支援事業を実施するに当たっての基本理念を規定したものである。

【解説】

- 1 市、民生委員、支援ボランティア、社会福祉協議会、警察署、消防署、市民、事業者等は、一致協力して支援対象者に対し、支援事業を行う。
- 2 支援事業は、日本国憲法第 13 条の規定に基づき、個人を尊重することを最大限考慮し、個人のプライバシーが侵害されること等のないよう実施しなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、支援事業の実施に必要な施策の策定及び実施並びに支援を必要とする者に関する情報の収集及び状況の調査を行うものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、市が果たすべき役割について定めたものである。

【解説】

- 1 市は、第 1 条及び第 3 条に規定する支援体制の確立を図るため、支援事業に関する計画を策定し、実施する。
- 2 支援を必要とする者に関する情報の収集及び状況の調査は、規則に定めるとおり、市が保有する情報を収集するとともに、民生委員から資料の提供を受ける等の方法により行う。

(市民の役割)

第 5 条 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。）は、その日常生活において支援事業に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、市民が果たすべき役割について定めたものである。

【解説】

市民は、地縁、血縁、交友その他の関係のある高齢者、障害者等に対する見守り等を行い、異変を感じたときは、市に通報等を行い、支援事業に協力する。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者（市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。）は、その業務を通じて支援事業に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するために、事業者が果たすべき役割について定めたも

のである。

【解説】

事業者は、事業活動に係る配達や検針等を行っている場合において、高齢者、障害者等に異変を感じたときは、市に通報等を行い、支援事業に協力する。

(支援事業の申出)

第7条 支援事業を受けようとする支援対象者は、市長に支援事業を受けたい旨を書面で申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を行う者（以下「支援事業申出者」という。）は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

(1) 支援事業の実施に必要な範囲内で、支援事業申出者に係る個人情報を利用し、又は支援事業者を提供すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、支援事業の実施に必要なこと。

3 支援対象者が未成年者、成年被後見人等である場合は、その法定代理人が支援事業を受けようとする支援対象者に代わって第1項に規定する申出をすることができる。

【趣旨】

本条は、支援事業を受ける際の申出の方法等について定めたものである。

【解説】

1 支援を希望する支援対象者は、規則に定める支援事業申出書を提出しなければならない。

2 支援事業申出書には、支援事業を受けるために市が支援対象者に係る個人情報を利用すること、その情報を支援事業者を提供すること等について、同意する旨を記載しなければならない。

3 支援を希望する支援対象者は、持病等特に気にかけてもらいたいことがある場合は、支援事業申出書にその内容について具体的に記入する。

4 支援を希望する支援対象者は、市職員による異常発生時の安否確認等を希望するときは、支援事業申出書に市の立入調査に同意する旨を記載しなければならない。

5 第2項第2号に規定する支援事業の実施に必要なこととは、支援事業者が見守り等を実施するために住宅の敷地内に立ち入ること等をいう。

6 支援対象者が未成年者、成年被後見人等であるときは、本人に代わって法定代理人である親権者、成年後見人等が支援事業申出書を提出する。

(支援事業の実施の可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申出があったときは、支援事業を行うことの可否を決定し、当該支援事業申出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援事業を行うことを決定したときは、その者を要支援者として登録するものとする。

【趣旨】

本条は、支援事業の実施の可否決定の通知及び決定後の登録について定めたものであ

る。

【解説】

- 1 支援事業を行うことの可否の決定の基準は、第 2 条第 1 項に規定する基準を満たすか否かである。
- 2 支援事業の実施の可否の決定は、規則に定める支援事業可否決定通知書により通知することで行う。
- 3 要支援者としての登録は、規則に定める支援事業要支援者登録簿に要支援者の氏名、住所その他の情報を登載することで行う。

(見守り等の実施)

第 9 条 見守り等実施者は、見守り等を行う。

- 2 見守り等実施者は、要支援者に異変を感じたときは、直ちに市に異変の状況及び支援事業により把握した情報を通報しなければならない。

【趣旨】

本条は、見守り等実施者の行うべき支援事業について定めたものである。

【解説】

- 1 異変とは、次のようなものをいう。
 - (1) 服装、体形等に急激な変化があること。
 - (2) 会話が成り立たないこと。
 - (3) 数日間にわたり、郵便物、新聞、洗濯物等が取り込まれないこと。
 - (4) 数日間にわたり、雨戸が閉められていること。
 - (5) その他通常とは異なると感じられること。
- 2 夜間、閉庁日等に異変に関する連絡を受けたときのため、市担当者の緊急連絡体制を整備する。

(立入調査)

第 10 条 市長は、事前に要支援者から立入調査に関する同意を得ている場合に限り、特に必要があると認めるときは、当該職員を要支援者の住居等に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができる。

【趣旨】

本条は、市職員による立入調査について定めたものである。

【解説】

- 1 立入調査に関する同意は、規則に定める支援事業申出書に立入調査に関する同意する旨を記載し、当該申出書を提出することにより行う。
- 2 立入調査は、声かけを行っても内部からの応答がない場合であって、早急に要支援者の安否確認等が必要であると判断されるときに、戸、窓等から侵入することにより行う。
- 3 戸、窓等が施錠され、ほかに出入口がないときは、警察と対応を協議する。
- 4 必要な調査又は質問とは、要支援者の安否について、市職員が自ら住居等の内部を調査し、又は要支援者本人若しくはその関係者から状況等を聞き取ることである。

- 5 調査又は質問の結果により、必要があると判断されるときは、警察又は消防に緊急通報する。

(支援事業の委託)

第 11 条 市長は、支援事業の一部を社会福祉協議会に委託することができる。

【趣旨】

本条は、支援事業の一部を委託することについて定めたものである。

【解説】

支援ボランティアに必要な研修等について、社会福祉協議会に実施を委託する。ただし、個人情報の取扱いについては、当該研修等において市職員が説明する。

(支援ボランティアの資格)

第 12 条 支援ボランティアとして登録できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 福祉に理解と情熱を有する者であること。
- (2) 18歳に達した日の属する年度の末日を経過した者であること。
- (3) 市が実施する支援ボランティアに必要な研修を修了した者であること。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの資格について定めたものである。

【解説】

- 1 支援ボランティアとして登録できるようになる年齢は、高校を卒業する年齢とする。
- 2 支援ボランティアに必要な研修を受けることができる者は、規則に定めるとおり、おおむね18歳以上の者とする。
- 3 支援ボランティアに必要な研修は、社会福祉協議会に委託し、地区ごとに実施する。
- 4 支援ボランティアに必要な研修は、見守り等の実施の方法、個人情報の取扱い等について行う。

(支援ボランティアの遵守事項)

第 13 条 支援ボランティアは、支援事業を行うに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする行為
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする行為
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする行為

【趣旨】

本条は、支援ボランティアが遵守すべき事項について定めたものである。

【解説】

- 1 第 1 号に規定する行為は、支援ボランティアとしての立場を利用して、自己又はその他の者のために物品その他の販売等を行い、利益を得ようとする行為である。
- 2 第 2 号に規定する行為は、支援ボランティアとしての立場を利用して、特定の宗教への勧誘活動等を行う行為である。
- 3 第 3 号に規定する行為は、支援ボランティアとしての立場を利用して、特定の政治上の主義に対する支持活動、反対活動等を行う行為である。
- 4 第 4 号に規定する行為は、支援ボランティアとしての立場を利用して、特定の公職の候補者に対する応援活動、反対活動等を行う行為である。

(支援ボランティアの登録の申出)

第 14 条 支援ボランティアとして登録することを希望する者（以下「支援ボランティア登録申出者」という。）は、個人情報の利用に関する誓約書を添えて、市長にその旨を書面で申し出るものとする。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの登録の申出について定めたものである。

【解説】

- 1 支援ボランティアの登録を希望する者は、規則に定める支援ボランティア登録申出書に規則に定める個人情報の利用に関する誓約書を添えて提出する。
- 2 支援ボランティア登録申出書を提出するときは、併せて、個人情報の適正な利用及び前条に規定する事項の遵守を誓約する書類を提出しなければならない。

(支援ボランティアの登録の決定等)

第 15 条 市長は、前条の規定による申出があったときは、支援ボランティアとして登録することの可否を決定し、支援ボランティア登録申出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援ボランティアとして登録することを決定したときは、支援ボランティア登録申出者を支援ボランティアとして登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、支援ボランティア登録申出者に高齢者、障害者等安心生活支援ボランティア従事者証（以下「従事者証」という。）を交付するものとする。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの登録等について定めたものである。

【解説】

- 1 支援ボランティアとして登録することの可否の決定の基準は、第 12 条に規定する基準を満たすか否かである。
- 2 支援ボランティアの登録の可否の決定は、規則に定める支援ボランティア登録可否決定通知書により通知することで行う。
- 3 支援ボランティアの登録は、規則に定める支援ボランティア登録簿に支援ボランティアの氏名、住所その他の情報を登載することで行う。
- 4 規則に定める支援ボランティア従事者証は、名刺と同程度の大きさとする。

(従事者証の携帯)

第 16 条 支援ボランティアは、支援事業を行うときは、従事者証を常に携帯し、関係者からの請求があったとき、これを提示しなければならない。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアが携帯すべき証について定めたものである。

【解説】

- 1 支援ボランティアは、支援ボランティア従事者証により、身分を証明する義務を有する。
- 2 関係者とは、支援対象者の親族等をいう。

(支援ボランティアの登録内容の変更)

第 17 条 支援ボランティアは、登録内容に変更があったときは、市長にその旨を書面で届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの登録内容を変更する手続について定めたものである。

【解説】

支援ボランティアは、登録内容に変更があったときは、規則に定める支援ボランティア登録内容変更届を提出しなければならない。

(支援ボランティアの登録の辞退)

第 18 条 支援ボランティアは、登録を辞退するときは、市長にその旨を書面で届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの登録を辞退する手続について定めたものである。

【解説】

支援ボランティアは、登録を辞退するときは、規則に定める支援ボランティア登録辞退届を提出しなければならない。

(支援ボランティアの登録の抹消)

第 19 条 市長は、支援ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、第 15 条第 2 項の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、登録の辞退の届出があったとき。
- (2) 第 13 条に規定する支援ボランティアの遵守事項に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアの登録を抹消する条件について定めたものである。

【解説】

第 3 号の市長が不相当と認めるときとは、支援ボランティアが支援対象者の個人としての尊厳を傷つけたとき、支援対象者を欺き損害を与えたとき等をいう。

(支援ボランティアへの謝礼等の不支給)

第 20 条 市長は、支援ボランティアに対し謝礼等を支給しないものとする。

【趣旨】

本条は、支援ボランティアに謝礼等を支給しないことを定めたものである。

【解説】

支援ボランティアに対しては、日当その他の謝礼等について、一切支給しないことを明確にした。

(個人情報の提供)

第 21 条 市長は、支援事業者に対し、要支援者に係る個人情報を提供することができる。

2 前項に規定する個人情報の提供は、市長が別に定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、名簿の提供（支援事業協力機関に対する名簿の提供に限る。）は、市長が支援事業を実施するために特に必要があると認めるときは、名簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）で提供することにより行うことができる。

【趣旨】

本条は、個人情報の提供の方法について定めたものである。

【解説】

1 支援事業者に対する要支援者の個人情報の提供は、規則に定める支援事業要支援者名簿の提供により行うこととし、原則として電磁的記録では提供しない。

2 例外として、災害時等に広範囲における支援対象者に対する安否確認、救護等が必要となったときは、支援事業協力機関である社会福祉協議会、警察署及び消防署に対し、電磁的記録により個人情報を提供する。

(提供する個人情報の範囲)

第 22 条 前条の規定により提供することができる個人情報は、要支援者の氏名、住所、性別、生年月日、障害の種別及び程度、家族構成（以下これらを「基本情報」という。）、電話番号、緊急連絡先並びに本人又は法定代理人が市及び支援事業者に提供することを希望する事項とする。

【趣旨】

本条は、要支援者に係る個人情報の提供の範囲について定めたものである。

【解説】

支援事業者に提供することを希望する事項とは、持病等の要支援者が特に気にかけてもらいたい情報をいう。

(個人情報の登録内容の変更)

第 23 条 市長は、要支援者に係る個人情報の登録内容を変更したときは、必要に応じて支援事業者にその内容を通知することができる。

【趣旨】

本条は、要支援者に係る個人情報の登録内容を変更したときの手続について定めたものである。

【解説】

要支援者に係る個人情報の登録内容の変更の通知は、規則に定める支援事業要支援者名簿変更通知書により通知することで行う。ただし、登録内容の変更を通知する必要がないと市長が認めるときは、当該通知を行わない。

(個人情報の提供の特例)

第 24 条 市長は、災害等発生時、緊急時その他の場合であって、要支援者及び支援を受けることを申し出なかった支援対象者（以下「支援拒否者」という。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認めるときは、当該要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を支援事業者に提供するとともに、必要に応じて安否確認、救護等を依頼しなければならない。

2 前項の規定により支援事業者に提供することができる個人情報は、要支援者にあつては第 22 条の規定により提供することができる個人情報、支援拒否者にあつては支援拒否者の基本情報とする。

3 市長は、前 2 項の規定により提供した個人情報に変更があつたときは、必要に応じて支援事業者にその内容を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、災害時等における個人情報の提供の特例について定めたものである。

【解説】

1 第 1 項のその他の場合とは、テロ行為、暴動等が発生した場合をいう。

2 個人の生命等の保護のために緊急に必要があるときとは、市内の広範囲において大地震、大雨、竜巻等により被災したとき等をいう。

3 災害時等であつて、個人の生命等の保護のために緊急に必要があるときは、偕楽市個人情報保護条例第 8 条の規定にかかわらず、市が保有する個人情報を支援事業者に提供し、必要な措置を行わなければならない。

(個人情報の管理)

第 25 条 支援事業者は、要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を適切に管理しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の適切な管理について定めたものである。

【解説】

個人情報の適切な管理とは、個人情報が記載された名簿について、盗難防止等の措置を講ずることをいう。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第 26 条 支援事業者は、要支援者及び支援拒否者に係る個人情報を目的外の理由により利用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の目的外利用の禁止について定めたものである。

【解説】

個人情報は、支援事業の実施に必要な限度を超えて、利用してはならない。

(守秘義務)

第 27 条 支援事業者は、この条例(条例に関する規則その他を含む。)の規定に基づく支援事業を行うことにより知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援活動を行わなくなった後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、支援事業等により知り得た秘密の守秘義務について定めたものである。

【解説】

支援事業者は、個人情報として提供を受けた名簿の記載事項のほか、要支援者から聞き取った個人の秘密、支援事業を行う際に提供を受けた個人の秘密等について、支援事業を行わなくなった後も含めて、第三者に提供してはならない。

(連絡会の開催)

第 28 条 市長は、支援事業を適切に推進するため、高齢者、障害者等安心生活支援事業連絡会(以下「連絡会」という。)を開催し、情報交換、課題検討等を行う。

2 連絡会の構成員は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、支援事業を適切に推進するための連絡会について定めたものである。

【解説】

連絡会においては、全国的に問題となっている事案、地域性のある事件や事故等について、情報の交換、対応の検討等を行う。

(連絡会の招集)

第 29 条 連絡会は、市長が招集するものとする。

2 連絡会の招集の範囲は、交換する情報の地域性、検討する課題の内容等を考慮して、連絡会の開催の都度、市長が定める。

【趣旨】

本条は、連絡会の招集方法等について定めたものである。

【解説】

連絡会は、構成員全員を対象として実施するほか、地域性のある事件や事故があったときは、地区別、町字別等により開催する。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任について定めたものである。

【解説】

条例に規定するほか、必要な事項は、規則に委任する。

(罰則)

第 31 条 支援ボランティア及び社会福祉協議会の職員（以下「特定個人情報取扱者」という。）又は特定個人情報取扱者であった者が正当な理由がないのに、第 21 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 24 条第 1 項の規定により提供を受けた名簿（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第三者に提供したときは、100 万円以下の罰金に処することができる。

【趣旨】

本条は、個人情報の漏えいをしたときの罰則について定めたものである。

【解説】

- 1 社会福祉協議会の職員は、支援対象者全員の名簿を取り扱う可能性があるが、その名簿に記載される個人情報は数万人分になるため、最高 100 万円の罰金に処することができる。
- 2 支援ボランティアは、原則として数十人程度の個人情報しか取り扱わないため、罰金に処する必要性は低いと思われるが、不正な手段により名簿を取得し、第三者に提供したとき等は、1 万円又はその額を超える罰金に処することがある。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 10 条まで及び第 31 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

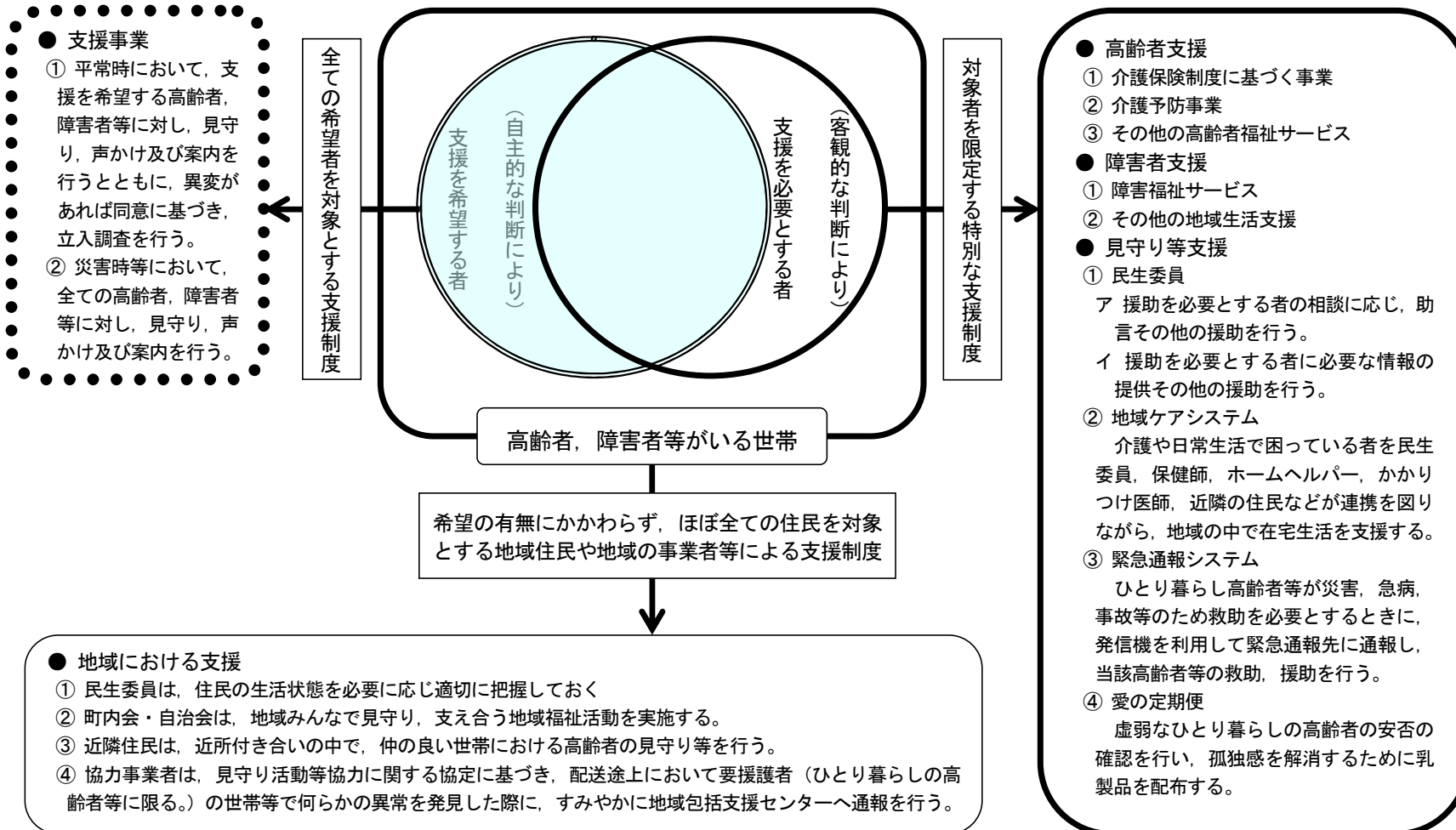
本条は、この条例の施行日について定めたものである。

【解説】

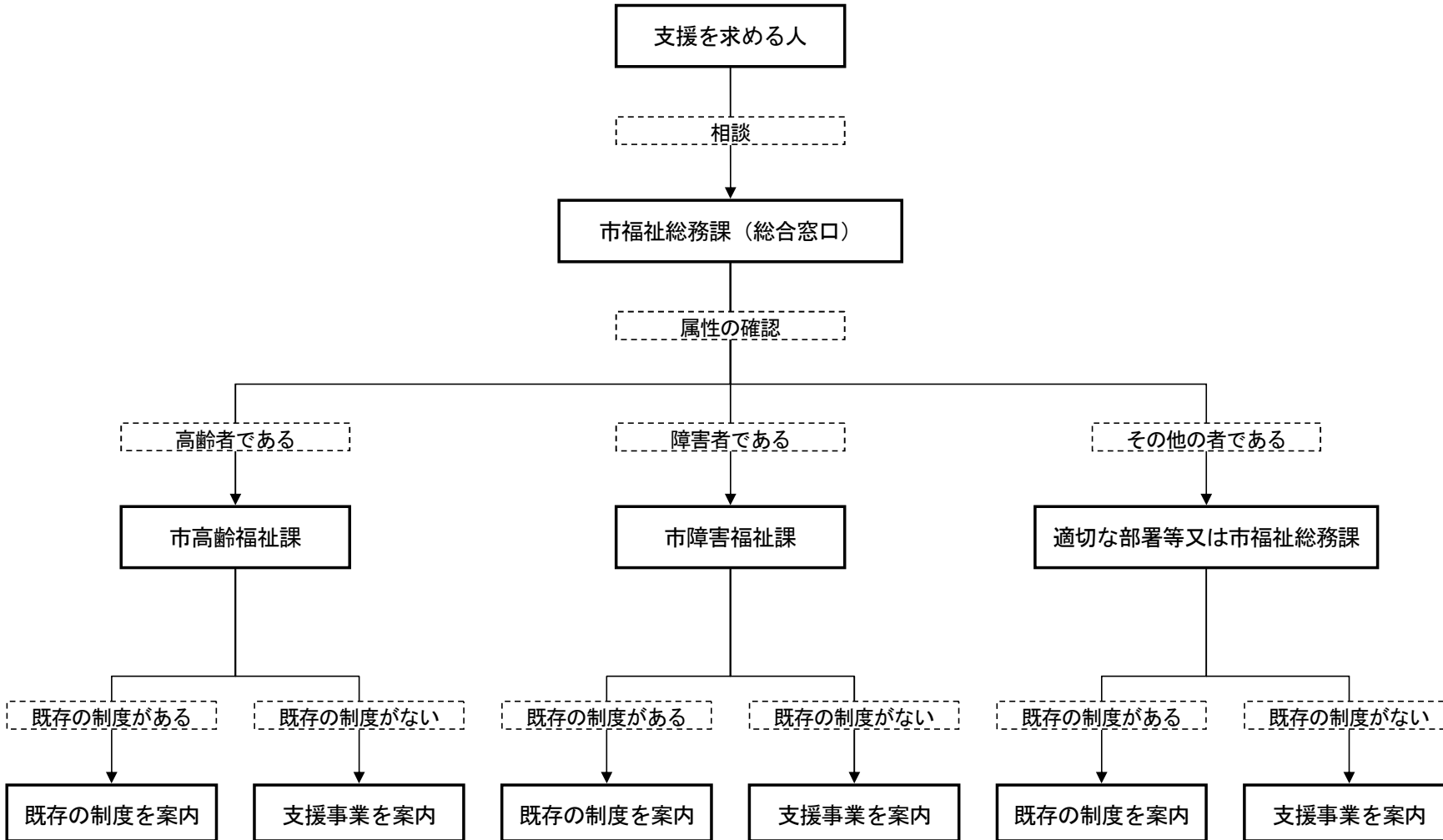
この条例の公布後、要支援者の数を確定するとともに、支援ボランティアに必要な研修を実施し、支援ボランティアを確保するための期間が必要であること、罰則規定については周知期間が必要であること等から、支援事業の実施の可否の決定、見守り等の実施、立入調査及び罰則に関する規定については、条例の公布後 1 年以上を経過してから施行する。

資料 6 高齢者、障害者等の安心な生活を確保する支援体制

1 支援制度の相関図

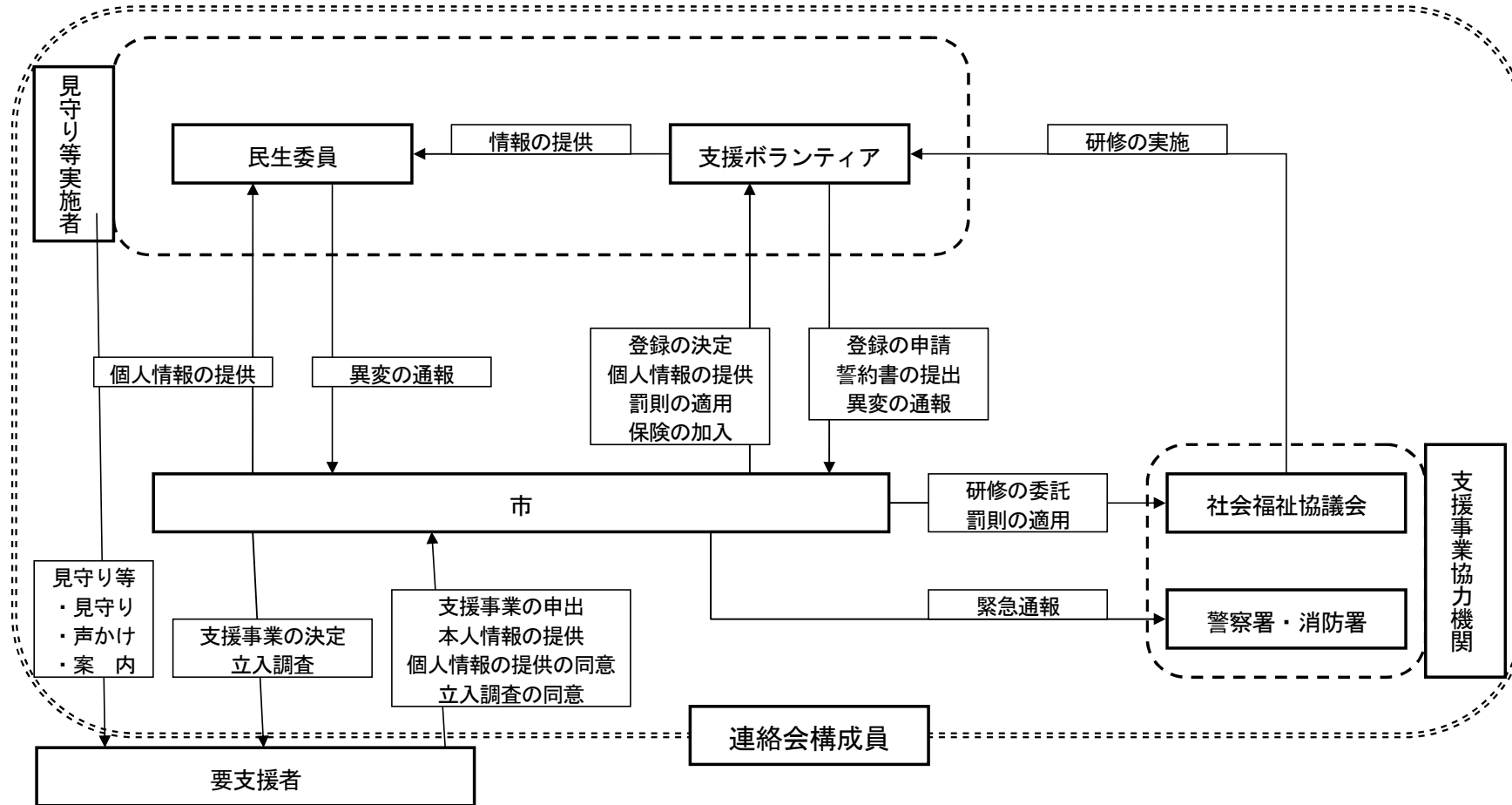


2 支援を求める人の案内フロー



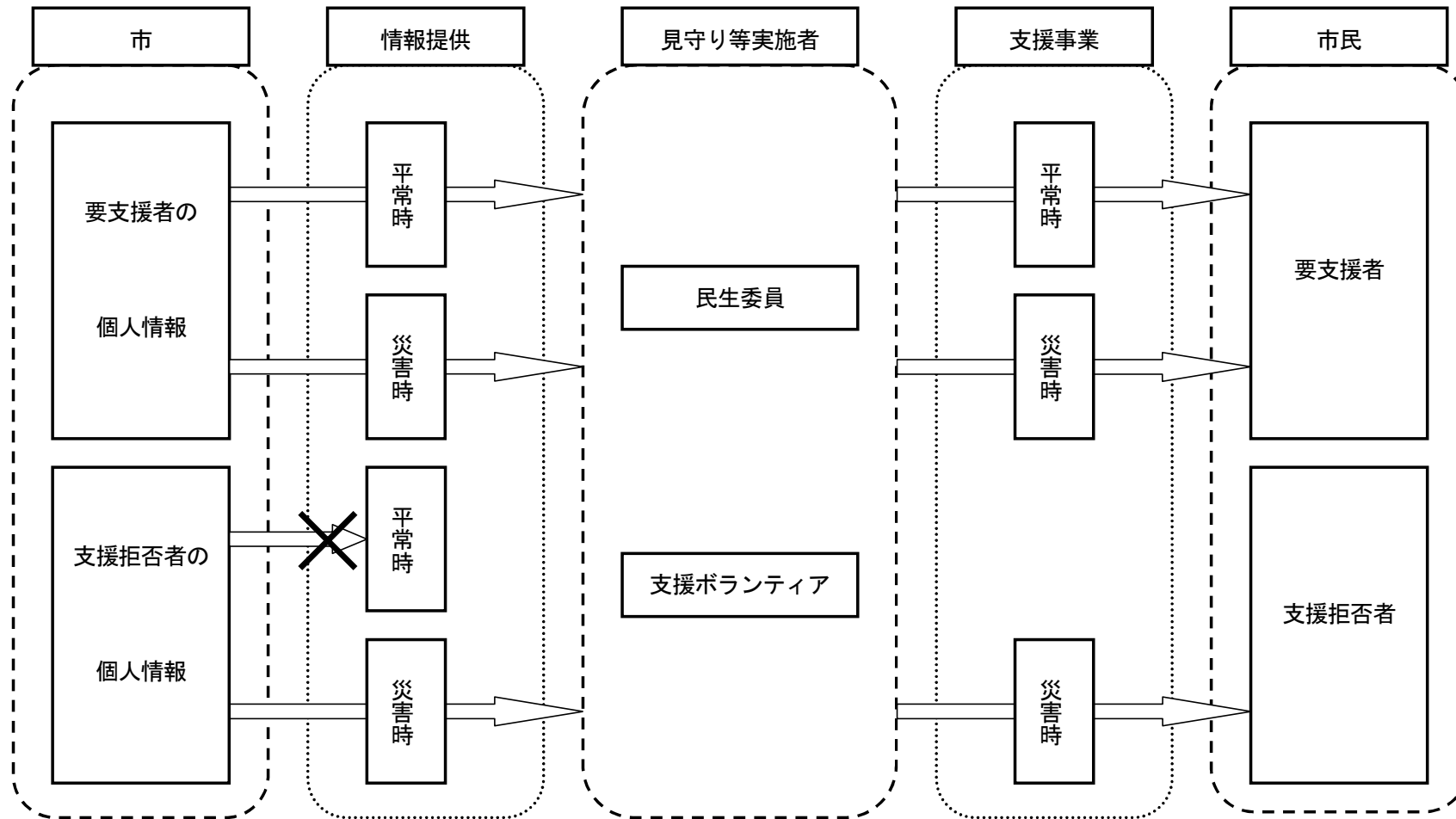
資料 7 支援事業

1 支援事業の全体フロー

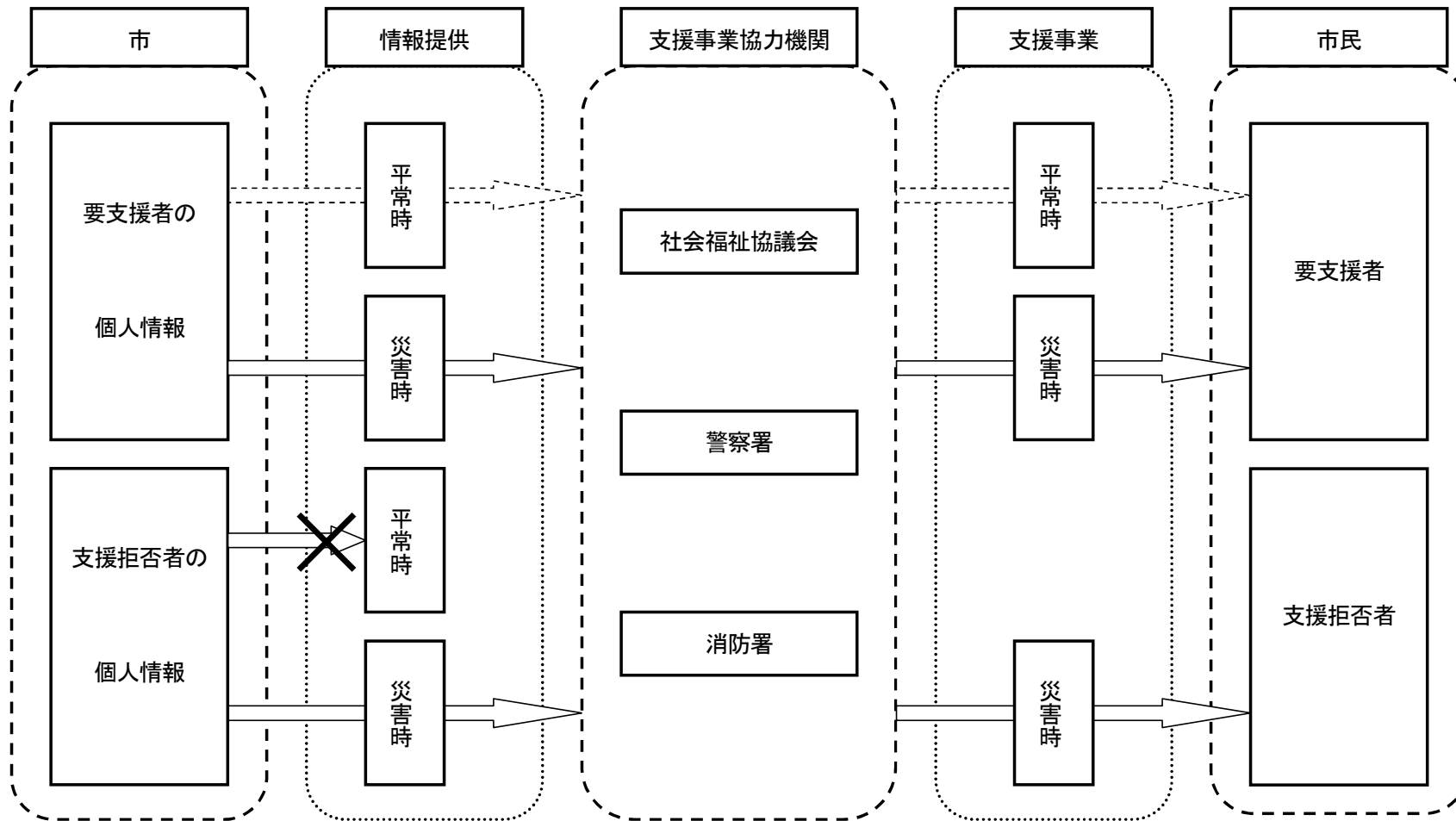


※ 災害時等にあつては、支援拒否者に係る個人情報についても支援事業者に提供し、要支援者及び支援拒否者に対する支援事業を依頼する。

2 見守り等実施者による支援事業のフロー

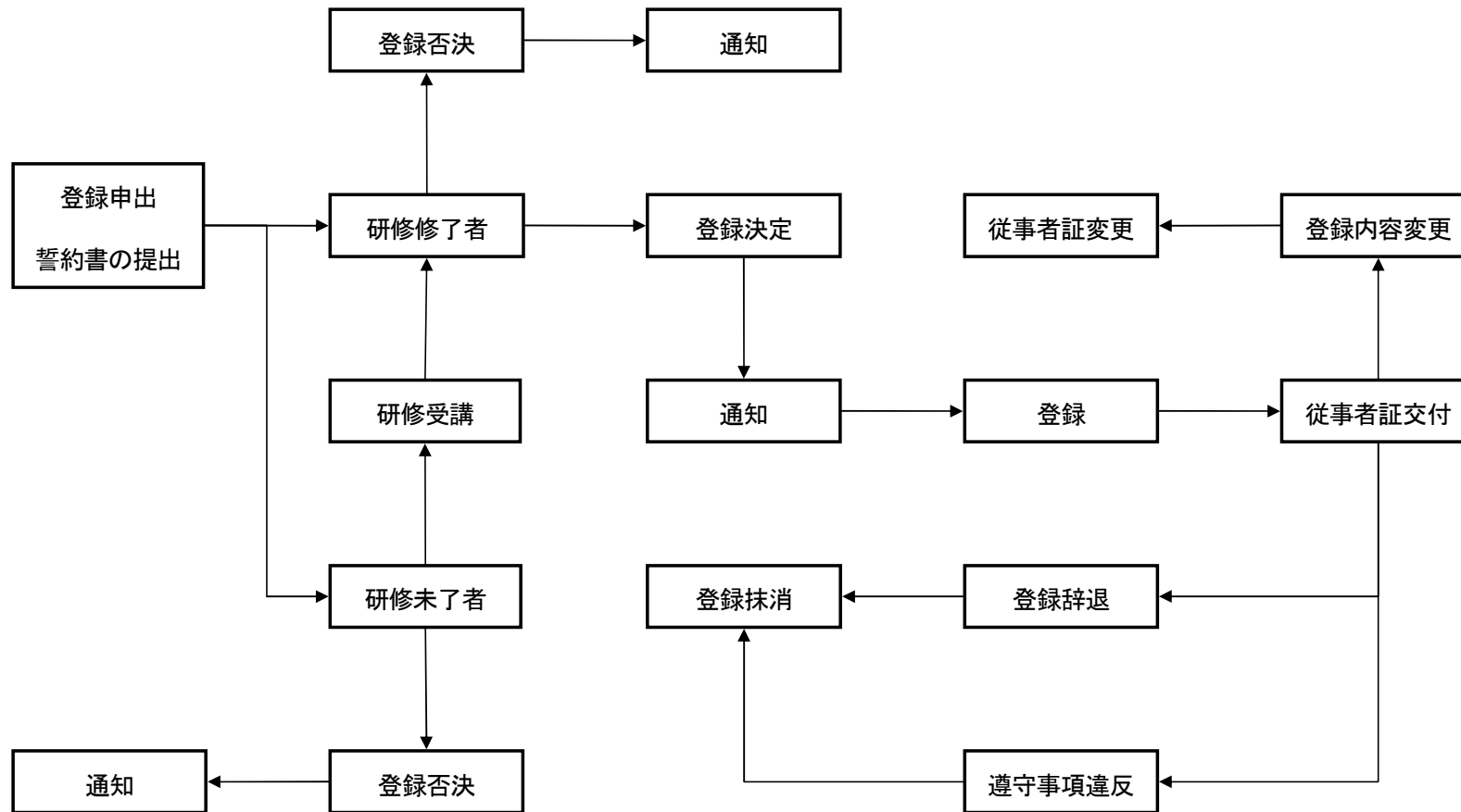


3 支援事業協力機関による支援事業のフロー

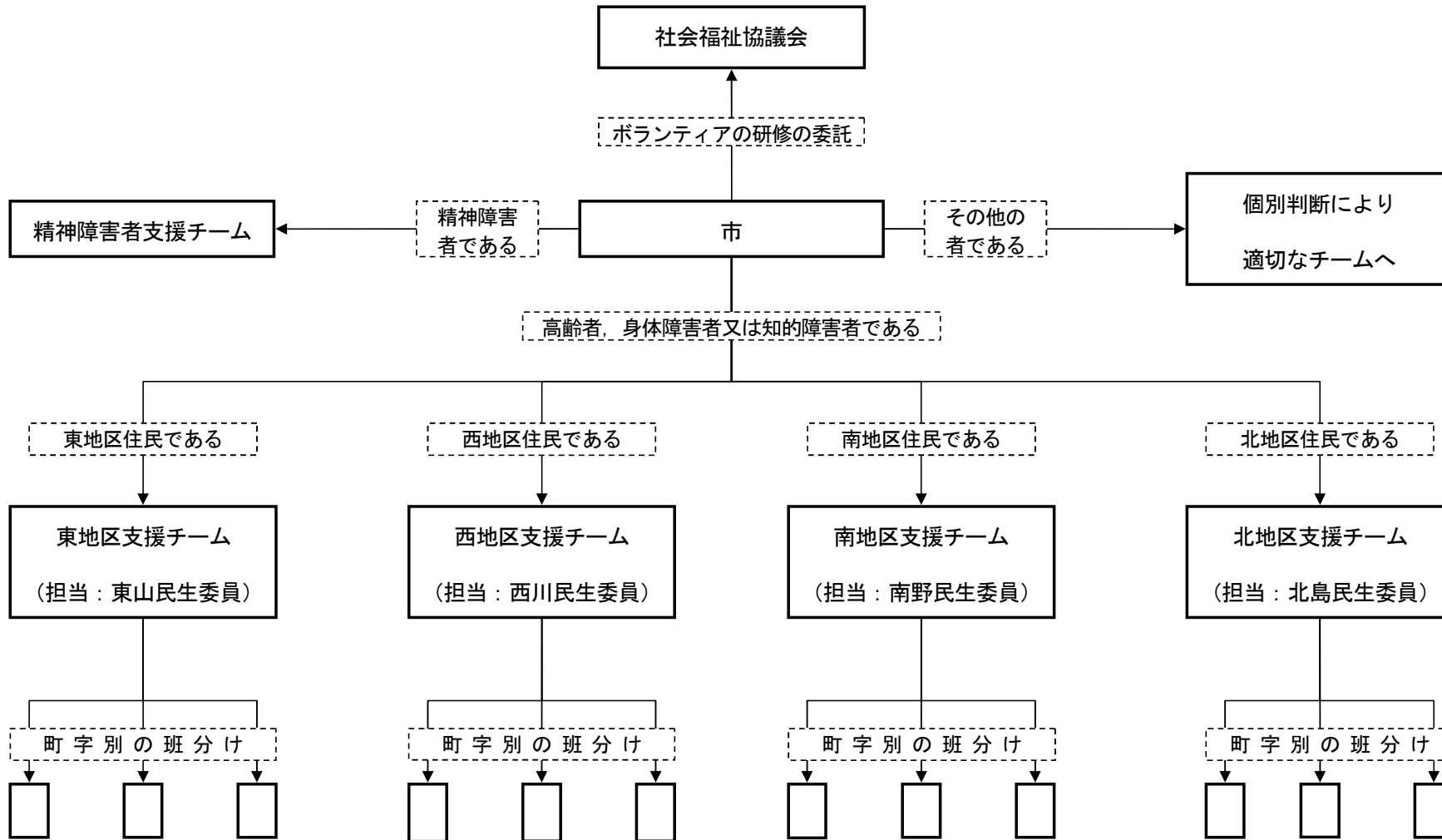


資料 8 支援ボランティア

1 支援ボランティアの登録フロー



2 支援ボランティアによる支援フロー



資料 9 既存の支援制度

1 見守り等支援

対象者	名称	内容
地域住民	民生委員	①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておく, ②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ, 助言その他の援助を行う, ③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う, ④社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し, その事業又は活動を支援する, ⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力する。
町内会・自治会の構成員	町内会・自治会	①地区や町内の情報の回覧板などによる通知, 「広報偕楽市」などの配布, ②自主防災組織の結成, 防災訓練など, ③防犯灯の設置・維持管理, ④道路・公園の清掃, ごみ集積所の維持管理, ⑤町内の花壇への花植え, ⑥お祭りや盆踊り, 運動会など, ⑦地域みんなで見守り, 支え合う地域福祉活動・青少年健全育成活動を行う。
近隣住民	近隣住民	近所付き合いの中で, 仲の良い世帯間において高齢者の見守り等を行う。
①心身に障害を持つ者がいる世帯, ②ねたきり, 認知症, 身体の虚弱な高齢者がいる世帯, ③その他	地域ケアシステム	介護や日常生活で困っている者を民生委員, 保健師, ホームヘルパー, かかりつけ医師, 近隣の住民などが連携を図りながら, 地域の中で在宅生活を支援する。
①おおむね 65 歳以上の病弱なひとり暮らしの高齢者, ②おおむね 65 歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯, ③ひとり暮らしの重度身体障害者, ④75 歳以上のひとり暮らしの高齢者, ⑤その他	緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者等が災害, 急病, 事故等のため救助を必要とするときに, ペンダント型無線発信機及び有線押しボタン発信機(以下「機器等」という。)を利用して緊急通報先に通報し, 当該高齢者等の救助, 援助を行う。
65 歳以上の虚弱で, 見守りの必要なひとり暮らしの高齢者	愛の定期便	虚弱なひとり暮らしの高齢者の安否の確認を行い, 孤独感を解消するために乳製品を配布する。
ひとり暮らしの高齢者等	見守り活動等協力に関する協定	協力事業者が配送途上において, 要援護者の世帯等で何らかの異常を発見した際に, すみやかに地域包括支援センターへ通報を行う。

2 高齢者支援 (1 / 2)

対象者	種別	名称	内容
要介護 1～5	介護サービス (介護保険サービス)	居宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス), 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリ 通所介護 (デイサービス), 通所リハビリ (デイケア), 短期入所生活支援 (ショートステイ), 住宅改修 (手すりの取付け, 段差解消, 引き戸への扉取換え) 等
		地域密着型サービス	小規模多機能型介護, 認知症対応型通所介護, 認知症対応型共同介護, 夜間対応型訪問介護
		施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム), 介護老人保健施設 (老人保健施設), 介護療養型医療施設 (療養型病床群)
要支援 1・2	介護予防サービス (介護保険サービス)	介護予防サービス	介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス), 介護予防訪問入浴介護, 介護予防リハビリ, 介護予防通所介護 (デイサービス), 介護予防通所リハビリ (デイケア), 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ), 介護予防住宅改修等
		地域密着型介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護, 介護予防認知症型共同生活介護
非該当 (自立)	介護予防事業	通所型介護予防事業	介護予防に関する講話, 運動, 指導等
		訪問型介護予防事業	保健師の訪問指導
		介護予防に関する教室等	元気アップ・スキル教室, いきいき健康クラブ, 介護予防講座等

2 高齢者支援 (2/2)

その他	高齢者福祉サービス	軽度生活援助事業	身体などの事情により日常生活に支障をきたしている者を対象に、入院時の洗濯や通路確保のための除草作業等を行う。
		生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	65 歳以上の身体虚弱で家に閉じこもりがちな者を対象に、日帰りで入浴、生活指導、健康チェックなどを行う。
		徘徊高齢者家族支援サービス	市と協定を結んだ事業者が、おおむね 65 歳以上の認知症高齢者を持つ家族を対象に、徘徊高齢者の行方が分からなくなったとき、所在位置を探索して家族等に知らせる。
		生活支援配食サービス	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの者や高齢者世帯で、自炊が困難で食生活が不安な者について、栄養管理された夕食を配達する。
		さわやか理・美容、訪問福祉美容	在宅の 65 歳以上のねたきりの高齢者のため、理・美容師が自宅に出張し、理・美容サービスを実施する。
		訪問ふとん乾燥サービス	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の者を対象に、専用の乾燥車で自宅を訪問し、温風によるふとんの乾燥を行う。
		福祉・家事援助サービス	シルバー人材センター登録会員が、援助を必要とする家庭を訪問し、掃除、洗濯、買い物、調理、入院時の洗濯、外出付添い、話し相手をする。
		日常生活自立支援事業	親族などの援助を得られない認知症高齢者を対象に、生活支援員が日常的な金銭の管理及び福祉サービスの手続援助や、保険証書や印鑑を預かるなど、自立した生活を営めるよう支援する。
		成年後見制度	認知症の者を保護するため、代理権、同意権、取消権を付与された成年後見人等が財産管理や介護契約等を行う。
	施設福祉サービス	養護老人ホーム	経済的理由や家族間の問題のため、自宅での生活が困難であり、おおむね 65 歳以上の低所得者が対象となる。ケアハウスや有料老人ホームとは違い、市の措置によって、入所する。
		ケアハウス（軽費老人ホーム）	入所費用の一部は、県が負担するため、比較的安価な費用で入居することができる。また、食事なども有償で提供される。60 歳以上で身体機能の低下などで独立生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な者が対象となり、入居施設との契約によって、入所する。
		有料老人ホーム	おおむね 65 歳以上の者で、施設によって身体の状態による受入れや終身入所の有無が異なる。民間の入居施設であるため、契約によって、入所する。

3 障害者支援

対象者	種別	名称	内容
身体的 知的 精神	障害者自立支援法に 基づく個別の支給 (介護給付)	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供。
身体	地域生活支援	緊急位置通報システム	言語機能等に障害のある方が、外出先で突然、病気や不慮の事故にあった場合に、GPS 機能付携帯電話を操作し、消防本部へ助けを求める。
		緊急通報システム	自宅で突然、病気や不慮の事故にあった場合に、FAX を利用して、消防本部へ助けを求めることができる。
身体的 知的 精神	相談制度	民生委員・児童委員	地域の福祉増進に努める民間奉仕者として、障害者や児童、高齢者、生活に困っている人の相談や指導にあたっています。
		身体障害者、知的障害者相談員	心身障害者の更生相談のため、市長から委嘱された民間の協力者です。

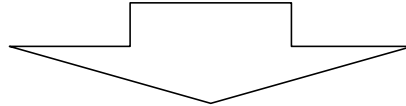
資料 10 他の法令等との関係

1 プライバシー権

市は、条例を制定するに当たっては、市民のプライバシーに関し最大限の配慮をしなければならない。

日本国憲法（昭和 21 年憲法）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

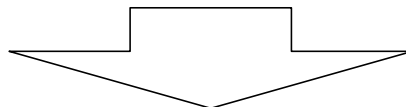


個人のプライバシーを尊重するため、災害発生時等を除いては、支援事業の実施対象を希望者に限ることとする。

また、支援事業の希望者に対しても、その者の意思を尊重し、プライバシーの確保等に配慮することとする。

2 支援事業の対象とする障害者

支援事業の対象とする障害者は、次のとおりである。



身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）

（身体障害者手帳）

第 15 条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

2・3 略

4 都道府県知事は、第 1 項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに

該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。
5～10 略

療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者

療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）
第 5 手帳の交付手続
1 申請
手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第 7 において同じ。）を経由して都道府県知事に対して行うものとする。
2 交付の決定及び交付
都道府県知事は、児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
（精神障害者保健福祉手帳）
第 45 条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。
2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。
3～6 略

3 個人情報の目的外利用

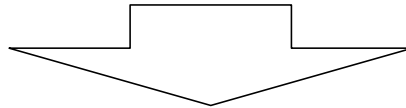
市は、条例等に基づく場合を除き、個人情報を目的外に利用し、又は提供することができない。ただし、本人の同意があるとき、明らかに本人の利益になるとき等は、目的外に利用し、又は提供することができる。

偕楽市個人情報保護条例（平成 16 年偕楽市条例第 44 号）
（利用及び提供の制限）
第 8 条 実施機関は、法令又は条例等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するこ

とができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関が法令又は条例等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別な理由のあるとき。

3・4 略



支援事業を実施する場合において、個人情報を目的外に利用し、又は提供する場合は、本人の同意を得ることとする。

また、災害発生時等において、人の生命を守る等のために、個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供できるように、個人情報の目的外利用の例外規定を設ける。

4 個人情報の適切な管理

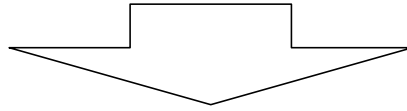
市は、個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

偕楽市個人情報保護条例（平成 16 年偕楽市条例第 44 号）

（安全確保の措置）

第 6 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

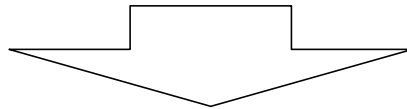
- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同項の規定により公の施設の管理の業務を行う場合について準用する。



個人情報の漏えいを防止するため、他の法令等による罰則等を課せられない、又は課せられないであろう者に対し、罰則規定を設けることとする。

5 他の法令等による罰則等

他の法令等による罰則等を課せられる者は、次のとおりである。



偕楽市職員

偕楽市個人情報保護条例（平成 16 年偕楽市条例第 44 号）

第 1 章 総則

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに議会をいう。

2～4 略

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 略

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い

（安全確保の措置）

第 6 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同項の規定により公の施設の管理の業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第 7 条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 2 項の受託業務若しくは公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 7 章 罰則

第 5 4 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 6 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1, 0 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 5 4 条の 2 略

第 5 5 条 前 2 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 5 6 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

一般職に属する地方公務員

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 2 項 に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1) の 2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2) の 2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

(この法律の適用を受ける地方公務員)

第 4 条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

(秘密を守る義務)

第 3 4 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第 6 0 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 1 3 条の規定に違反して差別をした者

(2) 第 3 4 条第 1 項又は第 2 項の規定（第 9 条の 2 第 1 2 項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

(3) 第 5 0 条第 3 項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

民生委員

民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）

第 1 1 条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基づいて、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第 1 5 条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

資料 1 1 その他の検討事項

1 なぜ、高齢者及び障害者を支援対象者としたか？

偕楽市において、65歳以上のひとり暮らし高齢者の約60%が、日常生活での不便や孤立感を感じていることが明らかとなり、その多くが、地域の支援や見守りを望んでいる。また、今後、団塊の世代を中心に高齢化がさらに進むと予想できる。

既存の高齢者の見守りに関する支援制度においても、ある程度の対応はできる部分があるものの、制度の対象から漏れてしまった、若しくは制度をうまく利用できていない方が相当数いるのではないかと、高齢者が安否確認等最低限の支援を受けることのできる体制作りが必要と考え、高齢者を支援対象者とした。

また、障害者について既存の支援制度を調査したところ、緊急時の障害者の自発的な援助要請に関する緊急通報システムなどがあるが、他者が障害者を日常的に見守るような制度がないため、社会的弱者を包括的に支援するべく、障害者についても、支援対象者とした。

高齢者及び障害者の支援対応について、フローを作成した。(資料8)

2 支援事業の希望者は、何人程度と想定するか？

次の理由により、約7,000人になると想定する。

(1) 内閣府の高齢者のライフスタイルに関する調査(平成21年度)によると、60歳以上の高齢者にあっては、95.4%が安否確認の声かけは不要であると答えている。このため、偕楽市において支援事業を希望する高齢者は、3,624人(60歳以上人口78,800人の4.6%)と考える。

(2) 障害者に関するアンケート結果等の資料はないが、30%が希望すると仮定すると、支援事業を希望する障害者は、3,240人(障害者人口10,800人の30%)と考える。

(3) 第1号及び第2号を合算すると、6,864人となる。

3 支援ボランティアのなり手は、何人程度を確保できるのか？

次の理由により、1,200人以上が確保できると想定する。

(1) 内閣府の高齢者のライフスタイルに関する調査(平成21年度)によると、60歳以上の高齢者にあっては、28.9%がボランティアに積極的に又はできるだけ参加したいと答えている。そこで、このうちの5%が支援ボランティアに参加すると仮定すると、60歳以上の高齢者だけで1,138人(60歳以上人口78,800人の1.445%)が確保できると考える。

(2) その他、市内の福祉系専門学校の生徒や一般市民からも協力が得ることができると考える。

4 訴訟対策は、どのように考えるか？

支援ボランティアによる見守り等は、原則として市の管理下において実施されるものであり、市の故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定により被害者に対して賠償を行う。

また、支援ボランティアが個人として法律上の賠償責任を負うことになったときのため、ボランティア活動保険への加入を義務付けることとし、その費用は、偕楽市が全額を負担する。

5 罰則について、どのような考えで設定したのか？

支援ボランティアに提供される個人情報（要支援者名簿）は、原則として数十人程度に限られたものであり、当該個人情報は、偕楽市個人情報保護条例（平成 16 年偕楽市条例第 44 号）第 2 条第 5 項に規定される個人情報ファイルではないと解釈する。このため、支援ボランティアに対しては、偕楽市個人情報保護条例第 54 条の規定による罰則は、適用できないと考えた。

また、社会福祉協議会への個人情報（要支援者名簿）の提供による支援事業は、災害発生時等の緊急のものであり、当該支援事業は、偕楽市個人情報保護条例第 6 条第 2 項に規定される受託業務ではないと解釈する。このため、社会福祉協議会の職員に対しては、偕楽市個人情報保護条例第 54 条の規定による罰則は、適用できないと考えた。

以上の理由により、本条例第 31 条に罰則を規定することにより、個人情報の適切な管理について担保することとした。

なお、罰金の額については、偕楽市個人情報保護条例第 54 条に、個人情報ファイルを提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処すると規定されているため、本条例では、この規定に準じて罰金の上限額を 100 万円とした。

※ 偕楽市個人情報保護条例においては、第 54 条から第 57 条までに罰則が規定されているが、本条例では正当な理由がない場合の情報提供を罰則の対象と考えているため、検討の対象は第 54 条のみとした。

資料 1 2 参考文献

1 法令等

- 日本国憲法（昭和 2 1 年憲法）
- 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）
- 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発児第 1 5 6 号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）
- 地方公務員法（昭和 2 5 年 1 2 月 1 3 日法律第 2 6 1 号）
- 民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）
- 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）
- 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）

2 例規等

- 北海道防災対策基本条例（平成 2 1 年北海道条例第 2 1 号）
- 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成 2 3 年中野区条例第 1 9 号）
- 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行規則（平成 2 3 年中野区規則第 3 4 号）
- 小平市介護予防見守りボランティア事業実施要綱（平成 2 3 年小平市事務執行規程）
- すみだ高齢者見守りネットワーク事業実施要綱（平成 1 8 年墨田区 1 7 墨福高高第 8 4 1 号）
- 水戸市個人情報保護条例（水戸市平成 1 6 年条例第 4 4 号）
- 水戸市個人情報の保護に関する規則（水戸市平成 1 7 年規則第 3 1 号）
- 水戸市緊急通報システム事業実施要項（水戸市平成元年告示第 5 8 号）

3 文献等

- 内閣府ホームページ
 - ・ 高齢者のライフスタイルに関する調査（平成 2 1 年度）
- 総務省統計局ホームページ
 - ・ 国勢調査
- 厚生労働省ホームページ
 - ・ これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（平成 1 9 年度）
- 茨城県ホームページ
 - ・ 常住人口調査

- 水戸市ホームページ
 - ・ 水戸市第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 - ・ 水戸市第 3 期総合福祉計画（案）意見公募手続用
 - ・ 平成 2 4 年度お年寄り便利帳
 - ・ 障害福祉のしおり 2 0 1 2 年度版
- 偕楽園ホームページ
- 法務マスター研修報告書（平成 2 2 年度）